

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則	社会教育・文化財保護課	1頁
	○ 三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	教 職 員 課	8頁
	○ 教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則	教 育 総 務 課	9頁
	○ 三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則	特別支援教育課	9頁
告 示	○ 三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示	教 職 員 課	10頁
訓 令	○ 三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	11頁
	○ 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	11頁
	○ 三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令	教 職 員 課	14頁
	○ 三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令	教 育 総 務 課	14頁
公 告	○ 公立幼稚園の廃止届の受理	学校経理・施設課	15頁

規 則

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第二号

博物館法の一部を改正する法律の施行に伴う教育委員会関係規則の整備に関する規則

(三重県博物館登録規則の一部改正)

第一条 三重県博物館登録規則(昭和二十七年三重県教育委員会規則第五十九号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(登録の申請) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十二条に規定する登録申請書の様式は、別記第一号様式によるものとする。	(登録申請) 第一条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号。以下「法」という。)第十条の規定による登録をうけようとするものは、地方公共団体の設置するものにあつては別記第一号様式、一般社団法人若しくは一般財団法人、もしくは宗教法人の設置するものにあつては別記第二号様式による登録申請書を三重県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に提出しなければならない。
(登録の審査) 第二条 教育委員会は、法第十三条に規定する登録要件の審査に当たり、必要に応じて <u>実地調査</u> を行い、審査の適正を期さなければならない。	(登録審査) 第二条 教育委員会は、法第十二条に規定する登録要件の審査に <u>当り</u> 、 <u>実地調査及び学識経験者の意見を徴する等</u> 審査の適正を期さなければならない。

(登録原簿)

第三条 法第十四条第一項に規定する博物館登録原簿の様式は、別記第二号様式によるものとする。

(変更の届出)

第四条 法第十五条第一項に規定する変更の届出は、別記第三号様式により行うものとする。

(廃止の届出)

第五条 法第二十条第一項に規定する博物館の廃止の届出は、その事由の生じた日から二十日以内に別記第四号様式により行うものとする。

第六条 削除

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、博物館の登録等に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(登録原簿)

第三条 教育委員会は、登録を許可したときは遅滞なく別記第三号様式による博物館登録原簿に記載しなければならない。

(記載事項の変更)

第四条 登録申請書及びその添付書類の記載事項について変更があつたときは、設置者は直に、別記第四号様式により教育委員会に届け出なければならない。但し、博物館資料目録の軽微な変更については、毎年九月末日及び三月末日までに届け出るものとする。

(廃止)

第五条 博物館を廃止したときは、その事由の生じた日から二十日以内に別記第五号様式により教育委員会に届け出なければならない。

(公示)

第六条 教育委員会は次の事項についてその都度公示しなければならない。

- 一 法第十条の規定による登録をしたとき
- 二 法第十三条第二項の規定による変更登録をしたとき
- 三 法第十四条第一項の規定による登録の取消をしたとき
- 四 法第十五条第二項の規定による登録をまつ消したとき

第1号様式を次のように改める。

第1号様式

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の名称
代表者氏名

博 物 館 登 録 申 請 書

博物館法第12条の規定により、下記のとおり登録を申請します。

記

事 項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	

備考

この申請書には、次の書類を添付すること。

- 1 館則の写し
- 2 博物館法第13条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類

第二号様式を削り、第三号様式を第二号様式とし、次のように改める。

第2号様式

博物館登録原簿

事項	登録		登録変更 年 月 日	登録変更 年 月 日
	年月日	年月日		
	記号番号	第 号		
名称				
所在地				
設置者の名称				
設置者の住所				
備考				

第四号様式を第三号様式とし、次のように改める。

第3号様式

博物館登録申請書変更届

年 月 日

三重県教育委員会 様

設置者の住所
設置者の名称
代表者氏名

博物館法第15条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

変更事項の種別	変更事項の内容		変更の理由
	変更年月日	変更事項	
博物館の名称			

第五号様式を第四号様式とし、次のように改める。

第4号様式

博 物 館 廃 止 届	年 月 日
三重県教育委員会 様	
設置者の名称 代表者氏名	
博物館法第20条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。	

事項	記 載 欄
設置者の名称及び住所	
博 物 館 の 名 称	
博 物 館 の 所 在 地	
登 記 記 号 番 号	
廃 止 年 月 日	
廃 止 の 理 由	
廃 止 後 の 処 置	

(三重県文化財保護条例施行規則の一部改正)

第二条 三重県文化財保護条例施行規則(昭和五十一年三重県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(公開承認施設における公開)	(公開承認施設における公開)
第六条の二 (略)	第六条の二 (略)
2 (略)	2 (略)
3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。	3 承認の基準は、次の各号に掲げるものとする。
一 (略)	一 (略)
二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第十一条の規定による登録を受けた施設であること</u> と。	二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第十条の規定による登録を受けた施設であること</u> 。
4 (略)	4 (略)

(斎宮歴史博物館条例施行規則の一部改正)

第三条 斎宮歴史博物館条例施行規則(平成元年三重県教育委員会規則第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(資料の貸出)	(資料の貸出)
第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。	第十一条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。
一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第三十一条第二項の規定による指定施設</u>	一 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第二十九条の規定による博物館に相当する施設</u>
二 四 (略)	二 四 (略)

(知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則の一部改正)

第四条 知事の補助職員等に対する教育委員会の権限の一部委任等に関する規則(平成二十年三重県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委任)	(委任)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三重県条例第六十四号)第十五条及び第十六条並びに三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第一百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。	2 三重県総合博物館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県総合博物館条例(平成二十五年三重県条例第六十四号)第五条及び第六条並びに三重県総合博物館条例施行規則(平成二十六年三重県教育委員会規則第二号)第四条から第九条及び第十一条に規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第一百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。
一 (略)	一 (略)
二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第二十四条及び三重県総合博物館条例第二十八条第二項の規定に基づく博物館協議会委員の任免及</u>	二 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号) <u>第二十一条及び三重県総合博物館条例第二十八条第二項の規定に基づく博物館協議会委員の任免及</u>

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第十五条及び第十六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十二条までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法第二十四条及び三重県立美術館条例第三十八条第二項の規定に基づく美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関する事。 (職制及び職務権限)

3 三重県立美術館の管理運営及び事業に関する事務のうち、次に掲げる事務以外の事務を環境生活部長に委任する。ただし、三重県立美術館条例（昭和五十七年三重県条例第一号）第五条及び第六条並びに三重県立美術館条例施行規則（昭和五十七年三重県教育委員会規則第二号）第六条から第十二条までに規定する館長の行う事務にあつては、三重県行政組織規則第百十条第一項の規定により設置される館長に委任する。

一 (略)

二 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十一条及び三重県立美術館条例第三十条第二項の規定に基づく美術館協議会委員の任免及び委嘱又は解嘱に関する事。 (職制及び職務権限)

(三重県総合博物館条例施行規則の一部改正)

第五条 三重県総合博物館条例施行規則（平成二十六年三重県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資料の貸出)</p> <p>第九条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第三十一条第二項の規定による指定施設</u></p> <p>二〜四 (略)</p>	<p>(資料の貸出)</p> <p>第九条 博物館は、博物館資料を貸し出すことができない。ただし、当該博物館資料が学術上の調査研究又は教育の普及のために使用され、かつ、取扱上の安全性が確保されると認められるときは、博物館の運営に支障をきたさない範囲において、次の各号に掲げるものに対して貸し出すことができる。</p> <p>一 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）<u>第二条第一項の規定による博物館及び同法第二十九条の規定による博物館に相当する施設</u></p> <p>二〜四 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第三号

三重県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

三重県教育委員会事務局組織規則（昭和四十二年三重県教育委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〜四 (略)</p>	<p>(教育政策課の分掌事務)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>一〜四 (略)</p> <p>五 <u>教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二十二條の五に規定する協議会に関する事。</u></p>

<p>五 (略) (小中学校教育課の分掌事務)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 夜間中学の設置準備に関する事。</p> <p>五 七 (略) (研修企画・支援課の分掌事務)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二十二條の七に規定する協議会に関する事。</p> <p>七 (略)</p>	<p>六 (略) (小中学校教育課の分掌事務)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>四 六 (略) (研修企画・支援課の分掌事務)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>一 五 (略)</p> <p>六 (略)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第四号

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則の一部を改正する規則

教育委員会関係旅費、食糧費等に関する開示基準規則(平成八年三重県教育委員会規則第十六号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第六条 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程(平成八年教委訓第四号)第三条又は第五条の規定及び三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程(昭和六十三年教委訓第四号)第二条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行つたことがあるときを除き、総務部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>第六条 三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程(平成八年教委訓第四号)第三条又は第五条の規定及び三重県立学校長にさせる公文書の開示等の事務の専決に関する規程(昭和六十三年教委訓第四号)第二条の規定に基づく専決者は、次に掲げる場合には、同種の事前協議を行つたことがあるときを除き、戦略企画部で情報公開を担当する課の課長に事前協議するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p>

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和五年三月三十一日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会規則第五号

三重県立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

三重県立学校の管理運営に関する規則(平成十三年三重県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表一（第二条関係）			別表一（第二条関係）		
特別支援学校名	部科	学科	特別支援学校名	部科	学科
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
三重県立杉の子特別支援学校	小学部	普通科	三重県立杉の子特別支援学校	小学部	普通科
	中学部			中学部	
	高等部			高等部	
	高等部			高等部	
石薬師分校	中学部	普通科	石薬師分校	中学部	普通科
	高等部			高等部	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

告 示

三重県教育委員会告示第10号

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項の一部を改正する告示

三重県立学校職員及び市町立学校職員の人事異動通知書及び懲戒処分書の様式及び記載事項（令和2年三重県教育委員会告示第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前																																
<p>一 人事異動通知書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記載事項</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 退職等の場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二) 管理監督職勤務上限年齢による降任等を行う場合</p> <table border="1"> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(現職) ○○学校 ア</td> </tr> <tr> <td colspan="2">地方公務員法第28条の2第1項の規定により ア に降任（又は転任）させる</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(三)～(六) (略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(七) 暫定再任用を行う場合</td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">○○学校 ア に暫定再任用するカを給する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">任期は○年○月○日までとする</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(八) 暫定再任用の任期を更新する場合</td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(現職) ○○学校 ア</td> </tr> <tr> <td colspan="2">暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する</td> </tr> </table>	(氏名)	(現職) ○○学校 ア	地方公務員法第28条の2第1項の規定により ア に降任（又は転任）させる		(三)～(六) (略)		(七) 暫定再任用を行う場合		(氏名)		○○学校 ア に暫定再任用するカを給する		任期は○年○月○日までとする		(八) 暫定再任用の任期を更新する場合		(氏名)	(現職) ○○学校 ア	暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する		<p>一 人事異動通知書</p> <p>1 (略)</p> <p>2 記載事項</p> <p>(1)～(13) (略)</p> <p>(14) 退職等の場合</p> <p>(一) (略)</p> <p>(二)～(五) (略)</p> <p>(六) 再任用を行う場合</p> <table border="1"> <tr> <td>(氏名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">○○学校 ア に再任用するカを給する</td> </tr> <tr> <td colspan="2">任期は○年○月○日までとする</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(七) 再任用の任期を更新する場合</td> </tr> <tr> <td>(氏名)</td> <td>(現職) ○○学校 ア</td> </tr> <tr> <td colspan="2">再任用の任期を○年○月○日まで更新する</td> </tr> </table>	(氏名)		○○学校 ア に再任用するカを給する		任期は○年○月○日までとする		(七) 再任用の任期を更新する場合		(氏名)	(現職) ○○学校 ア	再任用の任期を○年○月○日まで更新する	
(氏名)	(現職) ○○学校 ア																																
地方公務員法第28条の2第1項の規定により ア に降任（又は転任）させる																																	
(三)～(六) (略)																																	
(七) 暫定再任用を行う場合																																	
(氏名)																																	
○○学校 ア に暫定再任用するカを給する																																	
任期は○年○月○日までとする																																	
(八) 暫定再任用の任期を更新する場合																																	
(氏名)	(現職) ○○学校 ア																																
暫定再任用の任期を○年○月○日まで更新する																																	
(氏名)																																	
○○学校 ア に再任用するカを給する																																	
任期は○年○月○日までとする																																	
(七) 再任用の任期を更新する場合																																	
(氏名)	(現職) ○○学校 ア																																
再任用の任期を○年○月○日まで更新する																																	

(九) 暫定再任用の任期の満了により退職する場合

(氏名)	(現職) ○○学校 ア
暫定再任用の任期の満了により退職した	

(十) 定年前再任用を行う場合

(氏名)	
○○学校 ア (週○○勤務) に定年前再任用する カ を給する 任期は○年○月○日までとする	

(十一) 定年前再任用の任期の満了により退職する場合

(氏名)	(現職) ○○学校 ア
定年前再任用の任期の満了により退職した	

3 (略)

(八) 再任用の任期の満了により退職する場合

(氏名)	(現職) ○○学校 ア
再任用の任期の満了により退職した	

3 (略)

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

訓 令

教委訓第2号

各 県 立 学 校

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。
令和5年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程の一部を改正する訓令
三重県立学校長に対する人事事務等の委任及び専決に関する規程（昭和37年教委訓第177号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

- (9) 職員の高齢者部分休業に関する規則（令和4年三重県人事委員会規則12-16）第2条第3項の規定に基づく高齢者部分休業の取消しに関すること。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教委訓第3号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。
令和5年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程の一部を改正する訓令
三重県教育委員会事務局事務決裁及び委任規程（平成8年教委訓第4号）の一部を次のように改正する。
別表第1共通決裁事項(1)一般事務の表第7号の項に次のように加える。

18 職員の高齢者部分休業に関する規則（令和4年三重県人事委員会規則12—16）第2条第3項の規定に基づく高齢者部分休業の取消し									
(1) 本庁の部長職、本庁の次長及び本庁の次長職に係るもの	○								
(2) 本庁の課長及び本庁の課長職（課内に置かれるものを除く。）に係るもの		○							
(3) (1)及び(2)に掲げる職以外の職に係るもの									
ア 本庁に係るもの			○						
イ 地域機関に係るもの					○				各地域機関

別表第1共通決裁事項(1)一般事務の表第14号の項を次のように改める。

14	個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び三重県個人情報保護に関する法律施行条例（令和4年三重県条例第47号）の施行に関する事務	1 法第82条の規定による決定並びに条例第3条第2項及び第4条の規定による延長								
		(1) 本庁の所掌に属する場合			○					
		(2) 地域機関の所掌に属する場合				○				各地域機関
		2 法第93条の規定による決定並びに法第94条第2項及び第95条の規定による延長								
		(1) 本庁の所掌に属する場合			○					
		(2) 地域機関の所掌に属する場合				○				各地域機関
		3 法第101条の規定による決定並びに法第102条第2項及び第103条の規定による延長								
		(1) 本庁の所掌に属する場合			○					
	(2) 地域機関の所掌に属する場合				○				各地域機関	

別表第2個別決裁事項(4)教職員課の表第3号の次に次の1号を加える。

3の2	職員の高齢者部分休業に関する事務（公立学校教職員に係るものを除く。）	地方公務員法第26条の3の規定による高齢者部分休業の承認又は承認の取消し（職員の高齢者部分休業に関する規則（令和4年三重県人事委員会規則12—16）第2条第3項の規定に基づく高齢者部分休業の取消しを除く）								
		(1) 部長職、次長職及び課長職に係るもの	○							

	(2) 前号に掲げる職以外の職に係るもの				○								
--	----------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項(4)教職員課の表第9号の次に次の1号を加える。

9の2	公立学校教職員の高 齢者部分休業に関する 事務（県立学校教 職員に係るものに限 る。）	地方公務員法第26条の3の規定に よる高齢者部分休業の承認又は承認 の取消し				○							
-----	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

別表第2個別決裁事項(13)社会教育・文化財保護課の表に次のように加える。

9	博物館法（昭和26年 法律第285号）の施 行に関する事務	1 法第13条の規定による博物館の 登録	○										
		2 法第15条の規定による変更届の 受理				○							
		3 法第16条の規定による定期報告 の受理				○							
		4 法第17条の規定による報告又は 資料の提出の要求				○							
		5 法第18条の規定による勧告及び 命令			○								
		6 法第19条の規定による登録の取 消し	○										
		7 法第20条の規定による廃止届の 受理					○						
		8 法第31条第1項の規定による指 定施設の指定				○							
		9 法第31条第2項の規定による取 消し				○							
		10 法第31条第4項の規定による指 導又は助言						○					
10	博物館法施行規則 （昭和30年法律第24 号）の施行に関する 事務	1 規則第25条の規定による報告の 受理				○							
		2 規則第26条の規定による報告の 要求				○							
11	三重県博物館登録等 に関する実施要綱 （令和5年）に関する 事務	1 要綱第9条の規定による変更届 の受理				○							
		2 要綱第11条の規定による廃止届 の受理				○							

別表第2個別決裁事項(15)市町教育支援・人事担当の表第3号の次に次の1号を加える。

3の2	公立学校教職員の高 齢者部分休業に関す る事務（県立学校教 職員に係るものを除 く。）	地方公務員法第26条の3の規定に よる高齢者部分休業の承認又は承認 の取消し				○							
-----	---------------------------------------------------------	----------------------------------------------	--	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教委訓第4号

各 県 立 学 校

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県立学校事務決裁規程の一部を改正する訓令

三重県立学校事務決裁規程（平成15年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

別表の第3項を次のように改める。

3	所属職員の服務、給与等に関すること	1 校長、教頭及び事務長（以下「管理職員」という。）の時間外・休日勤務命令	○			※
		2 管理職員の旅行命令	○			※
		3 管理職員の休暇に関する承認	○			※
		4 管理職員の介護休暇の指定期間の指定	○			※
		5 管理職員の高齢者部分休業に係る休業時間の一部取消（恒常的で無いものに限る。）	○			※
		6 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員（校長及び教頭を除く。以下「教育職員」という。）の時間外・休日勤務命令	○			※
		7 教育職員の旅行命令	○			※
		8 教育職員の休暇に関する承認		○		
		9 教育職員の介護休暇の指定期間の指定		○		
		10 教育職員の現職教育計画の策定		○		
		11 教育職員の高齢者部分休業に係る休業時間の一部取消（恒常的で無いものに限る。）		○		
		12 教頭及び教育職員の研修計画及び報告等の承認	○			※
		13 事務職員（事務長を除く。）、学校司書、非常勤職員（教育職員を除く。以下「事務職員等」という。）の時間外・休日勤務命令			○	
		14 事務職員等の旅行命令			○	
		15 事務職員等の休暇に関する承認			○	
		16 事務職員等の介護休暇の指定期間の指定			○	
		17 事務職員等の高齢者部分休業に係る休業時間の一部取消（恒常的で無いものに限る。）			○	
		18 臨時的任用職員の任免に関する具申	○			
		19 非常勤職員の任免に関する具申	○			
		20 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の委嘱及び解嘱	○			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

教委訓第5号

局 中 一 般
教育関係機関

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令を次のように定めます。

令和5年3月31日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県教育委員会公報配布規程の一部を改正する訓令

三重県教育委員会公報配布規程（平成30年教委訓第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第1条 三重県教育委員会公報は次に掲げる箇所に配布する。 (1) 総務部情報公開課 (2)・(3) (略) 2・3 (略)	第1条 三重県教育委員会公報は次に掲げる箇所に配布する。 (1) 戦略企画部情報公開課 (2)・(3) (略) 2・3 (略)

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公 告

公立幼稚園の廃止届を次のとおり受理しました。

令和5年3月31日

三 重 県 教 育 委 員 会

名 称	廃止しようとする日	廃 止 の 理 由
鈴鹿市立箕田幼稚園	令和5年3月31日	入園希望者が減少し、適正規模の集団による幼児教育が困難となったため
紀北町立ふなつ幼稚園	令和5年3月31日	休園中であるが、今後も園児の就園が見込めず、再開が困難であるため

発 行
津市広明町13番地 三重県教育委員会